

策定の背景と目的

- ・平成29年3月の原子力災害対策指針の改正により、発電用原子炉施設以外の原子力施設についても原子力災害対策重点区域が設定（UPZ約5km, UPZ約1km, UPZ約500m）された。
- ・本方針では、発電用原子炉施設以外の原子力施設での発災時に、村民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるよう必要な事項を定める。

基本的な考え方

- ・原子力施設ごとに設定された原子力災害対策重点区域（UPZ約5km, UPZ約1km, UPZ約500m）内の村民が、EALに基づく屋内退避及びOILに基づく避難又は一時移転を実施。
- ・避難先及び避難経路をあらかじめ明示。
- ・村民の避難先は、避難時に発災事業所に近づくことがないように、原子力施設から放射状に設定。
- ・コミュニティを維持するために、同一地区の村民の避難先は同一地区を確保。
- ・自家用車による村民の避難を基本。

対象原子力事業所・原子力災害対策重点区域の範囲・対象地区・避難先

対象事業所	原子力災害対策重点区域の範囲	地区	対象人口※	避難先
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所	JRR-3	UPZ：約5km	38,382人	日立市，常陸太田市，那珂市
	JRR-4	UPZ：約500m	4,460人	村内
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	東海再処理施設	UPZ：約5km	38,382人	日立市，常陸太田市，那珂市
原子燃料工業（株）東海事業所	加工施設	UPZ：約500m	3,091人	押延区，緑ヶ丘区，須和間区，川根区 村内
三菱原子燃料（株）	加工施設	UPZ：約1km	7,032人	船場区，舟石川一区，外宿一区 常陸太田市，村内

※対象人口：住民基本台帳（令和3年4月1日現在）

屋内退避・避難等のフロー

【放射性物質放出前の防護措置】

・施設敷地緊急事態の段階において屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において屋内退避を開始する。

【放射性物質放出後の防護措置】

・原子力施設での事故発生により放射性物質が放出された場合に、国が実施する緊急時モニタリングによる空間放射線量率の測定結果を、運用上の介入レベル（OIL）に照らし合わせ、基準を超える地域の村民が、原則自家用車により避難又は一時移転を開始する。

【避難の流れ】



緊急時モニタリング

・放射性物質放出後、県があらかじめ設置しているモニタリングポスト、原子力事業者が整備する放射線測定設備、国（緊急時モニタリングセンター）による走行サーベイ又は可搬型モニタリングポスト等により空間放射線量率等の測定を行い、必要な防護措置を検討する。

基準値（避難の実施）…OIL1（500 μ Sv/h）
（一時移転の実施）…OIL2（20 μ Sv/h）

安定ヨウ素剤の服用

・緊急時モニタリング結果等に応じた避難又は一時移転の防護措置を実施する場合は、国の指示又は村独自の判断により、安定ヨウ素剤の配布及び服用の指示を行う。



[ヨウ化カリウム丸剤]



[ヨウ化カリウム内服ゼリー]

避難退域時検査

避難又は一時移転をした住民等に基準値を超える放射性物質の付着を確認するため、県が、国、指定公共機関及び原子力事業者等と協力して、避難所等にて避難退域時検査を実施する。

基準値（除染等の実施）…OIL4（40,000cpm）